

令和 8 年 2 月 8 日
高槻市選挙管理委員会事務局

選挙権のない府外転出者への投票用紙の交付について

1 概要

令和 8 年 2 月 8 日 16 時頃、高槻市から府外へ転出し大阪府知事選挙の選挙権がない方に対し、投票用紙を誤って交付し、そのまま投票が行われたものです。

2 経過

令和 8 年 2 月 8 日 16 時頃、高槻市から府外へ転出し大阪府知事選挙の選挙権がない方が入場整理券を持って投票所へお越しになりました。選挙人名簿には府外転出者である旨を記載していましたが、名簿を照合する投票事務従事者がその記載に気づかず照合を行い、1 人に大阪府知事選挙の投票用紙を誤って交付しました。その後、投票用紙を受け取った方がそのまま大阪府知事選挙の投票を行ったものです。

なお、当該投票は、有効票として取り扱われます。

3 対応

今後同様の事案が発生しないよう改めて確認を徹底してまいります。

問合せ先
高槻市選挙管理委員会事務局
電話：072-674-7676